

山口県報

令和元年
7月2日
(火曜日)

目次

○条例	
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	一
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	三七
山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	三八
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	三九
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	四〇
山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	四〇
民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	四四
山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	四四
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	四五

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県条例第二号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・

山口県知事 村岡 嗣 政

九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第八十六条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第四項」を「以下この条」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第八十六条第一項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第一項第二号中「次項第二号に」を「次項第三号に」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子

状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第八十六条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第三号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第八十六条第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第八十六条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号二とし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第二項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第八十六条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第八十六条第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまでに」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「(第四項)」を「(以下この条)」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	------------------------	----------------------------

第八十六条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第八十九条の九中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。

第八十九条の十一第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万円」を「十一万円」に改め、同項第五号ロ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ロ(3)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ロ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ロ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ロ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ロ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ロ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。

附則第七条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第九条の四の十に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第八十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第九条の四の十を附則第九条の四の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第九条の四の十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第八十三条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第九条の六までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第九条の四の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

- 二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められ

た車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第八十九条第一項又は第八十九条の二の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。
附則第九条の四の九の次に次の二条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第九条の四の十 道路運送法第二条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下この条において「経営者」という。）が次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用バスの取得が令和三年三月

三十一日までに行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

一 経営者が運行する路線で、地域住民の生活上必要な路線として当該路線の維持に係る経費について国及び県が行う補助の対象となつたもの

二 一日当たりの旅客の輸送量が十五人以上百五十人以下である路線

三 知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線

2 第八十六条第一項第一号ロ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第九条の四の十二第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第九条の四の十一 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第八十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車税法第四百九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）又は第八十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき法第四百九条第一項又は第八十六条第一項若しくは第二項の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第八十九条の二第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第九条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条第一項中「電気自動車を用

う」の下に「。第五項第一号及び次条第二項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第四百九条第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車という」の下に「。第五項第二号及び次条第二項において同じ」を、「定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第四百九条第一項第三号」に、「」並びに「を」次条第二項において同じ。」並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第八十六条第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第八十三条第三項に規定する新規登録（以下この項において「」及び「という。）」を削り、同項第二号中「第八十六条第一項第二号」を「第八十六条第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「（第五項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第八十九条の十一第一項第一号口の項を削り、同表第八十九条の十一第一項第五号口の項中「二万三千六百円」を「二万円」に、「二万七千円」を「二万三千円」に、「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に、「三万七千七百円」を「二万八千円」に、「三万六千三百円」を「三万三千三百円」に、「三万六千円」を「三万四千八百円」に、「四万円」に、「四万六千九百円」を「四万円」に、「四万六千九百円」を「四万六千円」に、「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に、「五万三千三百円」を「五万二千四百円」を「五万二千四百円」に、「六万千円」を「六万二千円」に、「六万四五百円」を「六万九千四百円」に、「七万四百円」を「六万九千六百円」に、「八万円」に、「八万八千八百円」を「八万八千円」に、「十万二千円」を「十万二千円」に改め、同条に次の三項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第八十九条の十一の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第八十六条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第四百九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第八十六条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第八十六条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第八十六条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第八十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円

第一項第一号ロ							第一項第一号イ						
五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百元	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円	九千五百円
一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円

第一項第二号イ														
	八千円	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万八千五百円	一万五千元	一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円
	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千元	四千元	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円

		第一項第二号八(2)		第一項第二号八(1)		第一項第二号ロ								
	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円
	四千元	三千元	五千五百円	三千元	四千元	二千元	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千元	三千元

第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)				
	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円
	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円

		第一項第五号イ	第一項第四号ロ			第一項第四号イ			第一項第三号ロ					
	二万四千四百円	二万円	一万円	五千三百円	八千円	六千円	三千九百円	六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円
	六千五百円	五千円	二千五百円	千五百円	二千円	千五百円	千円	二千円	千五百円	二万円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円

第二項第一号		第一項第五号八(2)		第一項第五号八(1)		第一項第五号ロ							
四千七百円	三千七百円	二万七千五百円	一万三千円	二万五百円	九千三百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円
千二百円	千円	七千円	三千五百円	五千五百円	二千五百円	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円

6 次に掲げる自動車に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成

三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七
 条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十
 一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二
 年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令
 和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第八十九条の十一の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
 に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又
 は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費
 効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
 二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又
 は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費
 効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第二項第二号		六千二百円	六千二百円
		五千二百円	千三百円
		六千三百円	千六百円
	八千円	二千円	

	七千五百円	四千円
--	-------	-----

第一項第一号口						第一項第一号イ								
	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円
	二万五千円	二万二千元	一万八千元	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五百円	一万四千元	一万二千元	一万五百円	九千元	八千元	七千元	五千元	四千五百円

第一項第二号イ													
四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円
二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円

		第一項第二号八(2)		第一項第二号八(1)		第一項第二号ロ								
	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万千五百円	八千円
	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円

第一項第三号イ(2)								第一項第三号イ(1)						
三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	
一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	

		第一項第五号イ			第一項第四号ロ			第一項第四号イ			第一項第三号ロ			
	二万円	一万円	五千三百円	八千円	六千円	三千九百円	六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万円
	一万円	五千円	三千円	四千円	三千円	二千円	三千五百円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円

		第一項第五号ハ(2)		第一項第五号ハ(1)		第一項第五号ロ								
	三千七百円	二万七千五百円	一万三千円	二万五百円	九千三百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円
	千八百円	一万四千円	六千五百円	一万五百円	五千円	四万四千円	三万五千円	三万五百円	二万六千五百円	二万三千円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円

第二項第一号	四千七百円		二千三百円
	六千三百円	三千二百円	
第二項第二号	五千二百円		二千六百円
	六千三百円	三千二百円	
	八千円	四千円	

7 第五項又は前項の規定の適用がある場合における第八十九条の十一第四項及び第八十九条の十二の規定の適用については、第八十九条の十一第四項中「第一項第三号ロ」とあるのは「第一項第三号ロ（附則第九条の五第五項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第八十九条の十二中「前条」とあるのは「前条（附則第九条の五第五項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附則第九条の五の次に次の二条を加える。

第九条の六 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の法（以下この項において「平成二十八年改正前の法」という。）第四百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の法第四百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第四百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第八十九条の十一第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- 四 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 五万千円
- 六 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- 八 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

2 前項の規定の適用を受ける家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百円
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百円

3

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第五項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百円

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円

4

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第六項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号	二万九千五百円	一万五千円

第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千元
第十号	十一万千円	二万八千円

第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千元
第十号	十一万千円	五万五千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第九条の七 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第八十九条の十四の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が付則第九条の五第五項又は第六項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第五項若しくは第六項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに伴うものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第八十九条の十八の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十七条の五の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「」を削り、「」という。）第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）」及び「（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）」を削り、同項の表附則

第四条第一項の項から附則第五条の四第三項の項までの規定中「附則第四十四条の二第二項」を「附則第四十四条の二第三項」に改め、同表附則第十五条第一項の項中「附則第四十四条の二第一項」を「附則第四十四条の二第三項」に、「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同表附則第十五条の二第三項の項及び附則第十六条第一項の項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同表附則第十七条第一項の項中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等という。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等という。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第十五条、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する。

附則第四条第一項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条第二項	附則第四条第一項第二号	附則第四十四条の二第二項の規定により適用される法附則第四条第一項第二号
附則第四条第三項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条第四項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条第五項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条の二第二項	附則第四条の二第二項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第二項第一号
附則第四条の二第三項	附則第四条の二第二項第二号	附則第四十四条の二第二項の規定により適用される法附則第四条の二第二項第二号

<p>附則第十五条第一項</p>	<p>附則第三十四条第一項 第三十五条第一項</p>	<p>附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第十五条の二第三項</p>	<p>同法第三十一条第一項 第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五</p>	<p>第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第十六条第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十一条の三第一項 、第三十五条第一項</p>	<p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項 、第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>附則第十七条第一項</p>	<p>同法第三十二条第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十二条第一項</p>

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該

相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第十五条、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第八十九条の九中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

附則第九条の五第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第五項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第八十九条の十一第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第五項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の六第三項及び第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第十七条の五の改正規定及び次項の規定 令和二年一月一日

二 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第七項の規定 令和三年四月一日

三 第二条中山口県税賦課徴収条例第八十九条の九の改正規定及び附則第六項の規定 令和四年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例附則第十七条の五の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第四十四条及び附則第七条の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

6 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第八十九条の九の規定は、令和四年度以後に同条の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の山口県税賦課徴収条例第八十九条の九により交付する交付金については、なお従前の例による。

7 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第五条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表五の項危険物取扱者試験手数料に関する部分中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表八の項高压ガス製造保安責任者試験手数料に関する部分中「九千円」を「九千三百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に改め、同項高压ガス販売主任者試験手数料に関する部分中「七千六百円」を「七千九百円」に、「六千円」を「六千二百円」に改め、同表十一の項液化石油ガス設備士試験手数料に関する部分中「二万七千円」を「二万九千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改め、別表第一の5の表十八の項中「二万六千円」を「二万七千円」に改め、別表第一の6の表八の項火薬類製

造保安責任者試験等手数料に関する部分中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表九の項中

一万八千円
八千円

に改め、同表十二の項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に、「二千六百

一万八千円
八千円

を

円」を「二千七百円」に、「二千円」を「二千二百円」に改め、同表十八の項技能検定試験手数料に関する部分中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、別表第一の8の表二十八の項建築士免許等手数料に関する部分中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同

項建築士試験手数料に関する部分中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、別表第一の11の表二の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改め、同表三の三の項特定遊興飲食店営業相続等承認手数料に関する部分中「八千六百元」を「八千七百元」に、「一万千円」を

「一万二千円」に改め、同表八の項中

〔(現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けてこれら所持している者並びに銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号及び第三号に掲げる者については、三千円) 六千八百円〕

を

〔(現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けてこれら所持している者並びに銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号及び第三号に掲げる者については、三千円) 六千九百円〕

に、「一万二千三百円」を「一万二千

七百円」に、「九千七百円」を「九千八百円」に改める。

(山口県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二条 山口県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に、「平成三十一年度前期」を「令和元年度前期」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。

附則第五項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度前期」を「令和元年度前期」に、「同年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。

別表第一の一の項中「1.08」を「1.1」に改め、同表の備考一中「河川法施行令第十八条第一項第三号の建設大臣が定める額」を「河川法施行令第十八条第一項第三号の国土交通大臣が定める額の件」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条中山口県河川流水占用料等徴収条例別表第一の備考一の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表十の二の項の備考2中「日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一」を「日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一」に改め、同備考3中「日本工業規格X六二四一」を「日本産業規格X六二四一」に改め、別表第一の10の表中「日本工業規格X六二二三」を「日本産業規格X六二二三」に、「日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一」を「日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一」に、「日本工業規格X六二四一」を「日本産業規格X六二四一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県地域自殺対策緊急強化基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項中「又は甚だしく性的感情を刺激して」を「甚だしく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発して」に改める。

第十二条の四の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供の求めの禁止）

第十二条の五 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

第十四条の二第一項中「保護者は、」の下に「青少年のインターネットの利用に伴う危険性及びその過度な利用が青少年に及ぼす弊害について認識するとともに、インターネットと接続する機能を有する機器（以下「インターネット接続機器」という。）を適切に管理することにより、」を加え、「を利用する場合においては、その」を「の」に、「又は甚だしく性的感情を刺激して」を「甚だしく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発して」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 インターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の対象となる青少年又は保護者に対し、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）に関する情報その他当該青少年又は保護者が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認める情報を取得しないようにするために必要な情報を提供するように努めなければならない。

第十四条の二第三項中「通信端末機器」を「インターネット接続機器」に、「インターネットの利用により得られる情報について一定の条件

により受信するかどうかを選択することができる機能を有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を「フィルタリング」に改める。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧の防止措置）

第十四条の三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「整備法」という。）第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、整備法第十四条の規定により説明するときは、併せて、青少年による携帯電話端末等（整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。第三項において同じ。）からのインターネットの利用が不適切に行われることにより犯罪が誘発され、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。

2 保護者は、整備法第十五条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務（整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける青少年が就労しているため、青少年有害情報フィルタリングサービス（整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他規則で定める理由及び申出の年月日その他規則で定める事項（第四項において「理由等」という。）を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」といい、契約の相手方又は契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるものに限る。）を締結することができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により役務提供契約を締結したときは、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、第二項の書面若しくはその写し又は理由等を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。

5 保護者は、整備法第十六条ただし書の申出をするときは、その監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に

- 把握することにより当該青少年が青少年有害情報（整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。）の閲覧（視聴を含む。）をしな
いようにすることその他規則で定める理由及び申出の年月日その他規則で定める事項（第七項において「理由等」という。）を記載した書面
（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に提出しなければならない。
- 6 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、前項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（整
備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講じない特定携帯電話端末等（同条に規定する特
定携帯電話端末等であつて、当該特定携帯電話端末等に係る業務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるもの
に限る。以下同じ。）の販売に関する契約を締結することができる。
- 7 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、前項の規定により特定携帯電話端末等の販売に関する契約を締結したときは、同項の役
務提供契約を締結した日から当該業務提供契約が終了する日又は当該業務提供契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日まで
の間、第五項の書面若しくはその写し又は理由等を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。
- 8 知事は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等が第一項、第三項、第四項、第六項又は前項の規定に違反していると認めるとき
は、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 10 知事は、第八項の規定による勧告をするために必要限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電
話インターネット接続業務の提供を受けている又は特定携帯電話端末等について青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていないと
認められる青少年の保護者に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる。
- 第十九条の五を削り、第十九条の六を第十九条の五とし、第十九条の七を第十九条の六とする。
- 第二十条に次の一号を加える。
- 三 次に掲げる行為により、第十二条の五の規定に違反した者
- イ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為
- ロ 青少年に対し金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して当該青少年に係
る児童ポルノ等の提供を求める行為
- ハ 青少年を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 第十二條第一項、第十二條の二又は前條第三号に規定する行為をした者は、過失によりこれらの行為の相手方が青少年であることとを知らない場合においても、第十九條の三、第十九條の四又は同号の規定による処罰を免れることができな

第二十三條中「前條まで」を「第二十條まで、第二十一條又は前條」に改める。

附 則

この條例は、令和元年十月一日から施行する。

民生委員の定数に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県條例第八号

民生委員の定数に関する條例の一部を改正する條例

民生委員の定数に関する條例（平成二十六年山口県條例第二号）の一部を次のように改正する。

表宇部市の項中「三八九人」を「三九一人」に改め、同表山口市の項中「四四七人」を「四五三人」に改め、同表防府市の項中「二四六人」を「二四九人」に改め、同表岩国市の項中「四〇八人」を「四〇六人」に改め、同表長門市の項中「二三〇人」を「二三一人」に改め、同表周防大島町の項中「一一九人」を「一一五人」に改める。

附 則

この條例は、令和元年十二月一日から施行する。

山口県公営企業の設定等に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県條例第九号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号の表厚狭川工業用水道の項中「五〇、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡光が丘」の下に「、小郡かぜの丘」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年七月二日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁